

生殖テクノロジーとヘルスケアを考える研究会資料

2010年9月10,11日開催

ドイツにおける代理出産——禁止の法的根拠付け

小椋 宗一郎 東京大学人文社会系研究科・グローバルCOEプログラム特任研究員

要旨 現在、ドイツでは代理出産のために生殖技術を用いることは刑罰をもって禁止されている。"旧来の"代理出産が事実上可能であるとしても、養子手続きなしに依頼者女性が母となることはできないし、仮に代理母が子の引渡しを拒んでも契約により要求することもできない。このような状況のもと、外国で代理出産によって生まれた子をドイツへ連れ帰ることの可否が問題になっている。第一章では、最近の事例をもとに、ドイツにおける代理出産禁止をめぐる法的状況を浮き彫りにしたい。